

照度基準 3-1 [学校(屋内)]

出典:日本工業標準調査会 JIS Z 9110-1979

照度 (lx)	場 所	作 業
1,500		—
1,000	—	
750		
500	教室、実験実習室、実習工場、研究室、図書閲覧室、書庫、事務室、教職員室、会議室、保健室、食堂、ちゅう(厨)房、給食室、放送室、印刷室、電話交換室、守衛室、屋内運動場	○精密製図 ○精密実験 ○ミシン縫 ○キーパンチ ○図書閲覧 ○精密工作 ○美術工芸製作 ○板書 ○てんびん台による計量
300		
200	—	
150	—	
100	—	—
75		
50	倉庫、車庫、非常階段	
30		

備考 視力や聴力の弱い児童・生徒が使用する教室、実験実習室などの場合は2倍以上の照度とする(聴力の弱い児童・生徒の場合は、主として他人のくちびるの動きを見て言葉を理解する助けとしている。)。

照度基準 3-2 [学校(屋外)]

照度 (lx)	場 所
150	—
100	バスケットコート、バレーコート、テニスコート ○ソフトボールのバッテリ間、水泳プール
75	
50	徒手体操場、器械体操場、陸上競技場、 サッカーグラウンド、ラグビーグラウンド、 ハンドボールグラウンド、ソフトボールグラウンド
30	
20	—
10	—
5	構内通路(夜間使用)
2	